

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛庁、 防衛施設庁－(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛庁, 沖縄調査団, 試射場 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393

甲 谷 悅 雄 KOK
研究 所長 訪米 敗告

十代木一ヶ射場計画案

1. 射場施設用地 約36ヘクタール(11万坪)

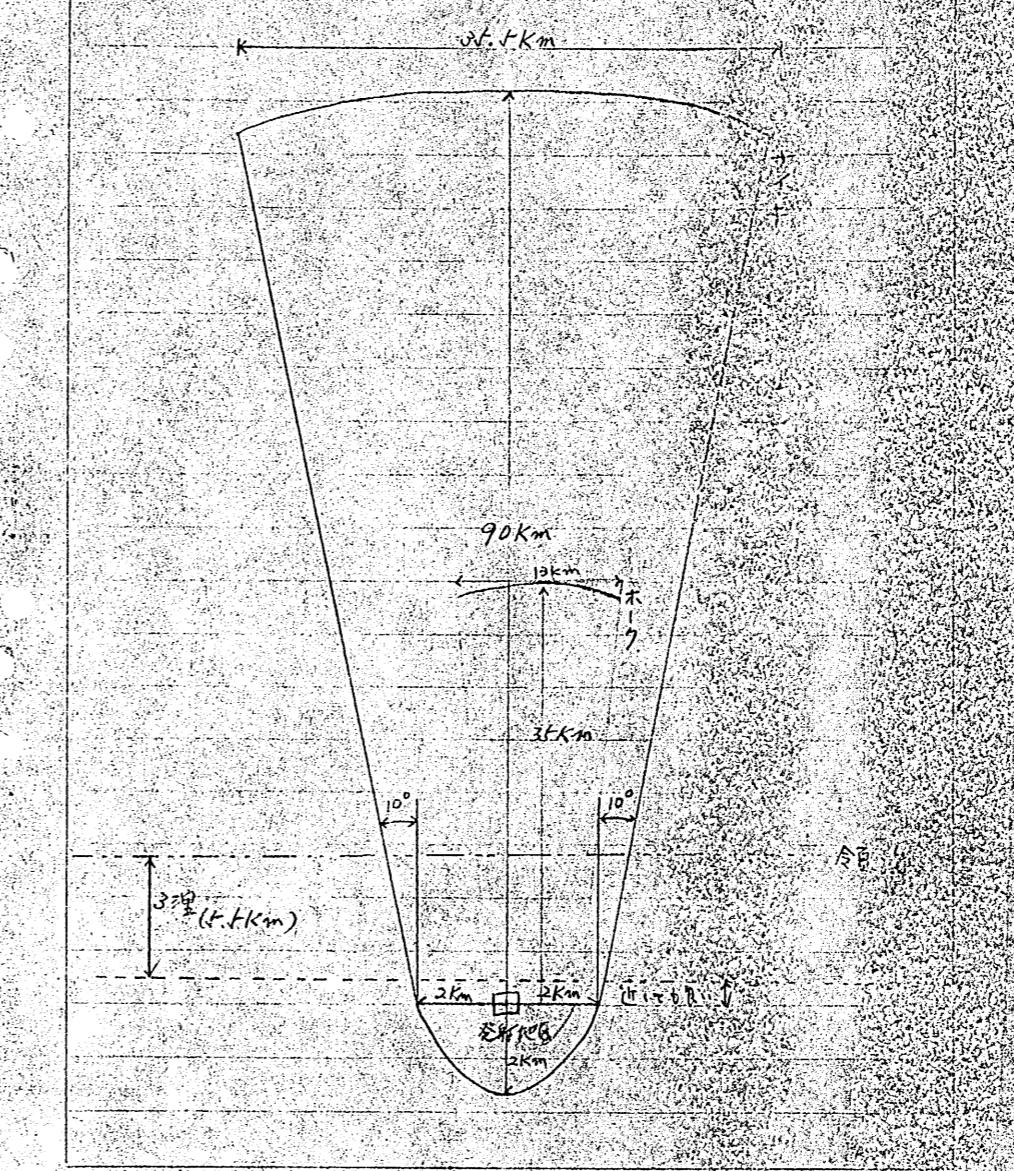
2. 陸上保守区域
ランナー中心半径約2kmの区域

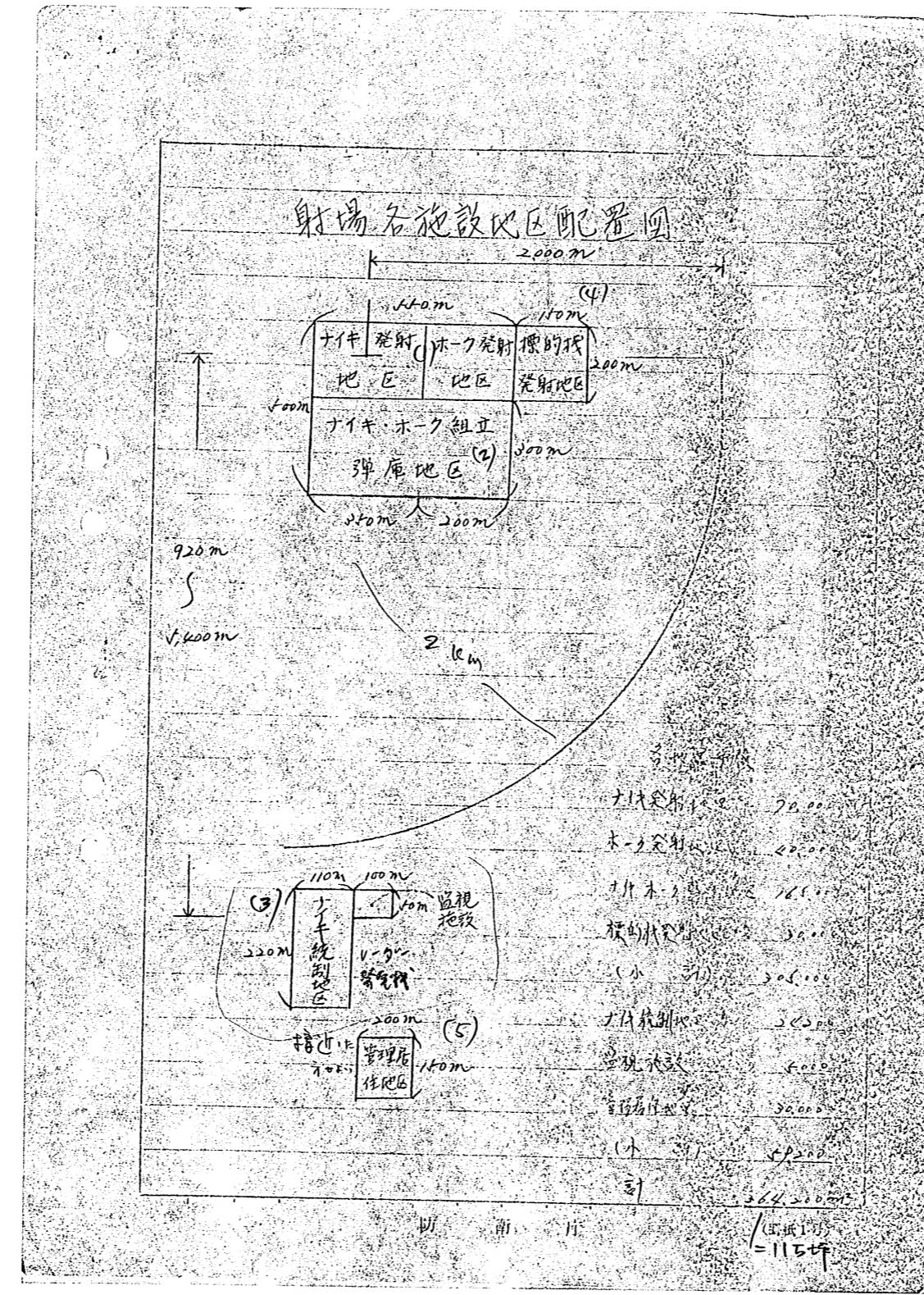
3. 海上保守区域
4km正面で両側10度の線で囲まれた区域
航行方向90kmの長さの海面は射撃実習のため
漁業の採業を禁止する。

4. 射場に付帯施設
空中 20,000m²

- (1) 十代木一ヶ射場施設配置
- (2) 駐屯工場、貯蔵庫等
- (3) レーダー等の射撃統制施設
- (4) 自擣無人機の発着場
- (5) 隊員の宿舎及び管理施設

保安地域説明図





秘
無期限

アメリカ局長

参事官

北米オ一課長

防衛省
内閣

沖縄ボーロー・パイント防空ミサイル
発射場使用について

45. 6. 22
北米オ一課

本件につき防衛省防衛課西方面員に聽取
した結果次のとおり。(閣僚新規記録)

1. 本土では十ヶ演習場として青森県を予定し、
要件土地、海面の確保に努めていたが、交渉は

難航しており、その実現の見通しは暗いといふ。

2. 防衛省では沖縄のボーロー・パイント防空ミサイ
(返還後)

ル発射場の使用を計らうの方針があり、九
月の使用には米軍よりも~~は~~後用~~は~~難済地

112。

3. 従つて前記1.のとおり本土での演習場確保
が不可能となるば、前記2.の演習場の使

GA-6

外務省
1395

用ひつき本腰で入る検討せざるを得ない
とおもわれる。(但し現在は沖縄の演

習場使用についての検討は行なわれていな)

GA-6

外務省

極利

課長 
陳本事務官(印)

長謫謂東北

11. 8. 26 #

十六、新試驗場七仲續
建設方案之二

在日午後、防犯官房調査官室幕山部長
和上級同行經理局方施設課相川部長主講課、
~~並行訓練官士道の意向を運営する事無く~~
~~訓練上生動的で有能な方とし、その試験場共に~~
~~建設方へ試験（従来、実地土の上に実施して~~
~~来たが本年実施設を端より種々の原因既に改善せし~~
~~試験訓練を行つて併せ、防犯官室は實地場~~
~~の所（得）をも、政治的問題は別途立江法の立案~~
~~現行能率の如様討方地圖の立地位置方を乞う。~~

の後。先方本部裏事務官の指揮下に立つた。
同機関が近々解説する。(復讐団出身)を主として大筋
出来事は、(1)同管主(復讐団)と対立、(2)財政事
務(1)在財本部議論局主(2)立候補、政治的行動

GA-5 圖 覧 号 外 務

卷 保 956

不惊天。

春覽圖

外務

卷之三

1911年6月22日 月見の図書室で、大谷子一氏の主導により、本館開館式が
行われた。その際に北野謙の主導事項として挙げられた。
北野謙は、ついで連続的な女性、島倉文置、生。
尚、島見（向見）の通りの意。

三

1. 沖繩の特徴や地盤・資源・工業的・農耕的・漁業的特徴、(1) 沖縄は日本で最も可能か否か、若しくは
なりうる方法、形式(修路、政府官邸、防
災計画、半島行政の検討等)。

2. 116歳の認知障害の取扱い、特に周囲障害を呈する
116歳の方々の場合の精神、認知の問題（認知
訓練のため116歳の方々が認知症の人達が精神、認
知症認知される事）。

3. 第八題の感想文、お読み頂けます（詳）。

4. 亞內的政局如何？

(省、點名、比勘道審、引由建設の請工は実況困難在り透外^ガ省)

極秘

3

(註) 先づ傍聞のため相川部隊は発送届出せと云
防衛省より東軍事局より非公式に打合一用地を照会す
と云う面で話を持つてお詫びの件である。其結果、從来仰仰
院が未だ土に附けておらず、本試射訓練場が今度入る
可能性を知れぬいか? 沖縄は現在在日、何時の常設
試射場ではない、从多の在りの同兵器を在土より持込して
実験をやり、また機物などと云うことはX32(1933)年の過管
である由。(改めて場所だけなりお書き)
でもう一つの

GA-6

外務省

北米局長

参事官

安全保障課長

北米課長

41.8.30
半地

陸上自衛隊ナキホー試射場
の建設案(沖縄)について

さきに防衛省より安全保障課にて検討方申入れのあ
れ、標記の件に關し、30午後同府相川、森山兩部員
を招致し、立案検討に資するための技術的內容につ
て聽取した結果は次のとおり。

1. 試射場の用地、保安区域、施設等に関する計画の
詳細は別添のとおり。

2. 余記のほか参考となる可視次りとおり。

(1) 目的: 陸上自衛隊ナキホー部隊員の実射訓練
のための用地施設の置入の

(従来は半日製器様を使用して開催されて
部隊は半日以内に準備し実射訓練を行なへたが

GA-5

外務省
169

器械の生産化の傾向もあり又米側が侵入に難色を示し始めており、昭和42年度以降の実射訓練計画内に支障を記載(113.一五版)試射場を採用する見通しもない現状である)

(1)訓練人員：現在のナキ8中隊(1中隊140名)又ホーク4中隊(1中隊104名)

第3次防衛計画(昭和42~46)終了迄は
ナキ20中隊、ホーク24中隊による予定。

現地派遣はナキ及びホーク各1中隊計244名
を1単位とし、準備の一週間、実射の一週間に計2週間現地に滞在する。

各単位は1週間間隔で順次派遣される。
専門部隊を2単位(488名)、2つの事務、炊事等の管理要員約50名を加え、現地には常時約540名が滞在する予定。

(2)期間：各年最大限25週間
ホークの24中隊が実射訓練期間に最初の準備のための1週間を加えたもの
即ち、各年のどの時期で行なわれるか未決定。

(1)訓練：第2週目の実射期間中、実射11名中流良又斧
(斧射は天候に左右されるので3日目以降は断念)

(2)その他：25週間の期間、飛行は東洋方面持込
又、終了後は居住家庭等下降支撤去
して持ち帰る。

場所は沖縄本島以南支那方面
並びに周辺の島嶼を中心。

定期の空海航路は出来次第避けて
べきは当然である。他の通常(レーニー)
の障害に対する必要事を除けば、特別の
代理的條件(例：本島農漁所の近傍)を
考慮する必要はない。

半島の北沖縄試射場は東島の南端に
ある由。

七件試射場建設は昭和42会計年度
の予算で実現いたしました。その結果

予算要求の作業を進めていたので、遅くとも
対大蔵省予算折衝の時期までは本審

の不否につき既知いたし。

従つて同予算が認められた場合の建設

は(実射訓練が開始されるための合計
施設の完成)が42会計年度一杯に終了

いたるところ。

所持実際の建設作業には約6ヶ月

かかる見込み。